2．熱中症対策関連情報の充実

（1）政府全体の熱中症対策の概要（消防庁、文科省、厚労省、気象庁、環境省）

各省庁が実施している熱中症対策に関する概要等を、政府全体の熱中症対策として取りまとめ、国民へ周知する。

（2）熱中症の被害状況に関する情報（消防庁、文科省、厚労省、環境省）

熱中症により搬送された患者及び熱中症により死亡した者の数等、関係機関からの熱中症被害に関する情報収集体制を強化し、より正確な熱中症被害情報の提供を行う。

（3）熱中症対策ポータルサイトの設置（環境省）

各機関が発表する熱中症対策関連情報、普及啓発資料、熱中症環境保健マニュアル等を提供する一元的なポータルサイトを設置する。